

大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について（最終報告）【概要】

令和元年5月31日 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

経緯・有識者会議の任務

- 一部大学の医学部医学科の入学者選抜において、不適切な事案が発覚。
- 文部科学省において、全ての医学部医学科の入学者選抜を緊急に調査し、公正性に関する考え方を取りまとめ。
- 大学入学者選抜に対する社会からの信頼を回復し、今後の改革を着実に進めるため、全ての学部学科等について入学者選抜の公正性を確保するための共通ルールを示すこと。

有識者会議における検討

- 大学関係者、高等学校関係者、法曹関係者、報道関係者等11名の有識者で構成。
- 入学者選抜の当事者等から海外の入試制度、私学、文系、理系、スポーツ等のテーマについてヒアリングも実施。
- 令和元年4月5日に『審議経過報告』を公表し、国公立大学、高校等の関係団体に意見照会し、それらの意見等を踏まえて、同年5月31日に『最終報告』公表。

「公正性」に関する基本的な考え方

- 大学入学者選抜は、各大学の教育理念や入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各大学の責任において実施されるものであるが、関係者をはじめ社会からの関心も極めて高い。したがって、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要。
- 大学入学者選抜プロセス全体を通じた公正確保が必要であり、各段階での改善方策を示すことが必要。その際、①大学入学者選抜の多様化、②透明性及び機密性の両立、③公正の基準や考え方の変化と不断の見直しに留意が必要。

公正確保等に向けた方策

～大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保～

学生募集

- アドミッション・ポリシー又は募集要項において、入試方法・合否判定基準等について明示。
- 特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合、区分ごとにその内容、設定理由、募集人員、出願要件等について明記し、広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要。
- 同窓生子女についての特別枠については、募集要項等に明記し、より丁寧な説明が必要。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

出願手続

- 評価・判定に用いない情報（保護者の職業・出身校等）は、入学志願者に求めない。
- 特定受験者の優遇を求める働きかけや寄附の申出等には、公正性を損なうことのないよう大学として毅然と対応。

個別学力検査

- 試験問題の漏洩や入試ミスを防止は基本。受験者に関係者・親族がいる教職員は関与しない等の取組は当然に実施。
- 採点時には、受験者情報のマスキング、複数人での採点・確認などの取組を組み合わせることが重要。
- 試験問題と解答等の公表と希望する受験者本人への成績開示により、公正を確保。

小論文、面接、 実技検査等

- 評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、特定の受験生の優遇や属性による差別的取扱いが行われないよう、実施方法や評価方法についてのマニュアル等の整備が必要。
- その際、評価・判定に用いるべきではない情報については、面接等の資料に記載しないなどの点に留意。

合否判定

- 合否判定の方法や基準を明確に定め、募集要項等において合否判定に用いる要素、配点や比重等を可能な限り公表。
- 合否判定は教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行うこととし、特定個人の恣意的な判断を防止。
- 評価・判定に用いない情報（受験者氏名、年齢、性別、保護者情報等）は、原則として合否判定資料には記載しない。
- 恣意的な特定の受験者の優遇や各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばした合否判定は不適切。
- 広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、属性を理由とする一律の取扱いの差異は不適切。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

合格発表、 繰上合格、 成績開示等

- 合否判定と併せて、補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要。
- 補欠合格候補者の内での順番等をあらかじめ知らせることも、透明性を高める上で有効。
- 学力検査やそれ以外の点数化する要素について配点・取扱い等をあらかじめ明示し、合否判定の根拠を明確化。

各大学

各大学は、その判断により、例えば、監事による監査や学内の独立した組織による手続の適切性の確認を実施し、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制等を設ける。また、その体制等について自己点検・評価を実施し、各大学の責任により、入学者選抜に係るガバナンスを確立・適正化。

認証評価機関

認証評価機関は、各大学において、入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。学外の第三者の目からも、各大学の公正確保に向けた取組状況を確認。

文部科学省

入学者選抜の公正が損なわれたと疑われ、主体的な取組による是正が講じられない場合には、必要に応じて、調査を実施し、大学を指導。また、不利益を被った受験生の救済が適切になされるよう必要な対応をとる。